

筑西広域市町村圏事務組合情報公開条例

平成 15 年 3 月 28 日条例第 2 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に即し、知る権利の具体化としての公文書の開示を請求する権利について定めること等により、筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、組合の諸活動を圏域住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、圏域住民の的確な理解と批判の下に公正で透明な行政運営を推進し、もって圏域住民による広域行政参加に資することを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 組合の情報公開については、筑西市情報公開条例（平成 17 年筑西市条例第 15 号）の規定の例による。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「本市」とあるのは「本組合」と読み替え、同条例第 2 条の規定中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会」とあるのは「管理者、消防長、監査委員及び組合議会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、施行日以後に発生し、又は作成する公文書について適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。